

堺市文化観光推進協議会規約

(名称)

第1条 本会は、堺市文化観光推進協議会（以下「協議会」という。）と称する。

(目的)

第2条 協議会は、文化観光拠点施設を中核とした地域における文化観光の推進に関する法律（令和2年法律第18号。以下「法」という。）第11条の規定に基づき、文化観光拠点施設（法第2条第2項に規定するものをいう。次条において同じ。）を中核とした地域における文化観光の総合的かつ一体的な推進を図るために必要な協議を行うことを目的とする。

(協議)

第3条 協議会は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事項について協議を行う。

- (1) 法第12条に規定する文化観光拠点施設を中核とした地域における文化観光の総合的かつ一体的な推進に関する計画（以下「地域計画」という。）の作成に関すること。
- (2) 地域計画に定めた事業の実施に係る評価に関すること。

(組織)

第4条 協議会は、次に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 堺市文化観光局観光部長の職にある者
- (2) 前号に掲げる者のほか、堺市から選出された者
- (3) 公益社団法人堺観光コンベンション協会事務局長の職にある者
- (4) 前号に掲げる者のほか、公益社団法人堺観光コンベンション協会から選出された者
- (5) 公益財団法人堺市産業振興センター事務局長の職にある者
- (6) 前号に掲げる者のほか、公益財団法人堺市産業振興センターから選出された者

(役員)

第5条 協議会に次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 1名

(役員を選任)

第6条 会長は、堺市文化観光局観光部長の職にある者をもって充てる。

2 副会長は、会長が指名する者をもって充てる。

(役員の仕事)

第7条 会長は、協議会を代表し、議事その他の会務を総理する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(副会長の任期)

第8条 副会長の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 副会長が欠けた場合における後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

(会議)

第9条 協議会の会議(以下単に「会議」という。)は、必要に応じて会長が招集し、会長がその議長となる。

- 2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開催することができない。

- 3 会議は、次に掲げる事項について審議し、決定する。

(1) 地域計画の作成に関すること。

(2) 地域計画に定めた事業の実施に係る評価に関すること。

(3) 規約の改正に関すること。

(4) 前3号に掲げるもののほか、協議会に係る事項に関すること。

- 4 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(事務局)

第10条 協議会の事務を処理するため、堺市文化観光局観光部観光企画課内に事務局を置く。

- 2 事務局に事務局長その他必要な職員を置く。

- 3 事務局長は、堺市文化観光局観光部観光企画課長の職にある者をもって充てる。

- 4 事務局員は、堺市文化観光局観光部観光企画課の職員をもって充てる。

(解散)

第11条 協議会は、第2条に規定する目的が達成されたとき又は総委員の3分の2以上の議決により解散する。

(委任)

第12条 この規約に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が定める。

附 則

この規約は、令和2年6月26日から施行する。